

5月のメモ

1日 商業統計調査
3日 憲法記念日
5日 こどもの日
11日 都市計画公聴会
18日 麻生町酪農組合総会
20日 戸籍届書類互審会
21日 納税組合連合会総会
23日 全国植樹祭
25日 例月出納検査
28日 田園都市協会総会

広報 あまのう

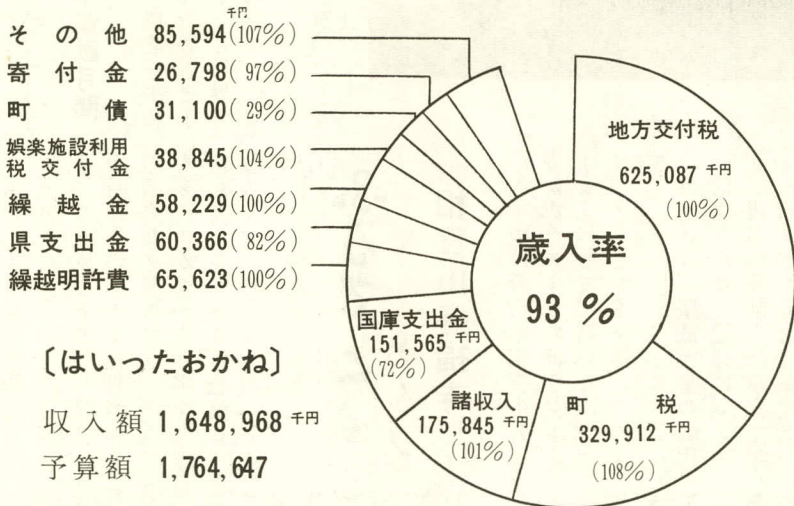
発行所 麻生町1561-9 麻生町役場
発行人 電話②0811(代) 小沼幸蔵
印刷所 麻生印刷

5月15日
No.257

〈人口〉
男 8,974人
女 9,175人
計 18,149人
世帯数 4,111戸

町のさいふ(財政事情書)を公表

(1) 一般会計

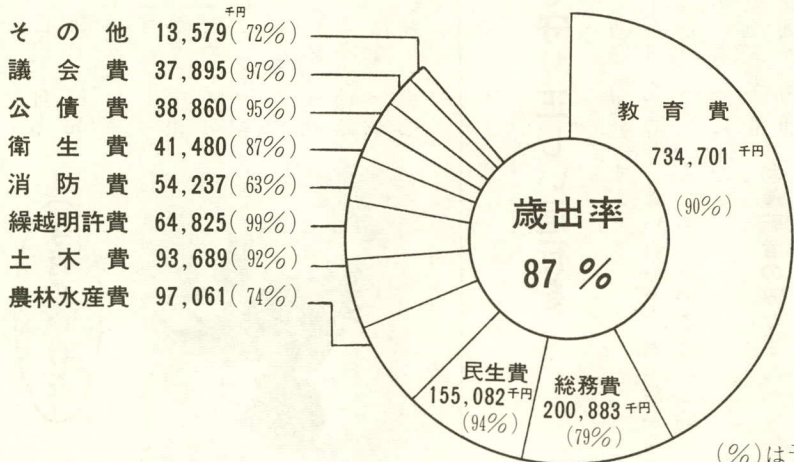


〔はいつたおかね〕

収入額 1,648,968千円
予算額 1,764,647

〔つかったおかね〕

支出額 1,532,292千円
予算額 1,764,647



(2) 特別会計

(%)は予算額に
対する執行率

1. 国民健康保険

○歳入
収入額 438,989千円 (97%)
予算額 452,711

○歳出
支出額 364,437千円 (81%)
予算額 452,711

2. 白帆荘運営事業

○事業収益
収入額 144,969千円 (107%)
予算額 136,076

○事業費用
支出額 131,735千円 (98%)
予算額 134,276

5. 有価証券

電話債券	1,960千円
勸業銀行株券	98

6. 町債

種別	未償還額
教育施設事業債	327,864千円
公営住宅事業債	15,604
庁舎建設事業債	7,262
漁港整備事業債	0
臨時減税補てん債	69
農業構造改善事業債	354
公民館用地取得事業債	6,610
水田取得事業債	12,480
白帆荘建設事業債	35,678
合 計	405,921

1. 土地及び建物

名 称	土 地	建 物
庁舎	4,608㎡	1,933㎡
学校	197,969	25,711
公営住宅	16,682	3,401
その他の施設	14,770	2,639
山林	89,214	
田畑	8,919	
その他の土地	12,749	
白帆荘	3,869	2,017
合 計	348,780	35,701

3. 出資による権利

県農業信用協会出資金	750千円
県信用保証協会出資金	1,937
県漁業信用基金協会出資金	600
県文化福祉事業団出資金	143
国保診療報酬支払基金預託金	555
県家畜産物衛生指導協会出資金	110

2. 物 品

乗用車	1台	小型トラック	1台
広報車	1	トラクター	2
大型ダンプ	2	軽自動車	2
小型ダンプ	2	スプレーヤー	1
タイヤショベル	1	ミキサー	1
グレーダー	1	消防自動車	3
8tローラー	1	ユービック	1
小型ローラー	1		

4. 基 金

麻生小学校建設基金	14,450千円
土地開発基金	21,460
公民館建設基金	179,309
国保診療報酬支払準備基金	7,259
国民年金印紙購入基金	6,000
財政調整基金	114,063

(4) 住民の税負担

税 目	調 定 額	一 世 帯 当 り	
		調 定 額	収入済額
町 民 税	120,887千円	29,542千円	28,140千円
固定資産税	104,220	25,469	25,249
軽自動車税	5,617	1,373	1,361
たばこ消費税	38,128	9,318	9,318
電気税	14,090	3,443	3,443
特別土地保有税	30,843	7,537	7,537
計	313,785	76,682	75,048
国民健康保険税	168,068	54,024	53,272

第三回臨時町議会

13年ぶりに固定資産(農地)税引きあげ

第三回臨時町議会が、四月二十日午前十時十分から開催され、麻生町職員の育児休業にかる給与等に関する条例の改正について原案どおり可決されました。

〔議案第14号〕
麻生町職員の育児休業にかる給与等に関する条例

〔議案第15号〕
麻生町税条例の一部を改正

この条例は、義務教育諸学校等の女子教育職員および医療施設・社会福祉施設等の看護婦・保母等の育児休業の関する法律に基づく育児休業の許可を受けた職員の給与等の取扱について条例を定めたものです。

〔議案第15号〕
麻生町税条例の一部を改正

これは地方税法の一部改正にともなう、麻生町税条例の一部を改正したもので、その概要は次のとおりです。

1 町民税
(1) 個人の均等割の引きあげ
町：二百円が七百元に
県：二百円が三百円に
(2) 法人の均等割の引きあげ
資本金一千万円をこえ、従業員が百人以下の法人については、四千万が一千万二千円に。それ以外の法人に

ついては、二千四百円が七千二百円に。

ただし、個人の均等割については、生活保護基準を若干上回る程度の低所得者に対して非課税規定が設けられました。

2 固定資産税(土地)
昭和五十一年度は、三年ごとにおこなわれる評価がこの年に当たり一、倍から一、二七倍程度評価額が引きあげられました。

税額は農地以外の土地に

割以内引きあげられます。

特に農地については、昭和三十八年度以来据えおかれていた十三年ぶりに引きあげられました。田の十アール当たり税額が現在五百三十円(平均)程度で、二割あがったとして六百三十六円になるわけです。全体で平均二割程度引きあげられますが、地籍調査が済み、昭和五十一年一月一日現在で登録されているも

のについては、登記上の地目地籍が適用されます。

3 軽自動車税の税率改正
軽自動車の税率改正については、本紙二五六号(四月発行)でお知らせしております。

なお、以上の改正について、昭和五十一年度分から適用されることになります。

〔善 意〕
宇崎老人会は、大和第三小

学校へぞうきん百六十枚を贈りました。

麻生の箕輪はつ江さんは、麻生小学校へぞうきん五十枚を贈りました。

善意銀行へ次のかたが預託されました。

新宮の平塚昭二さんは、新宮老人クラブへ二万円。

新宮の高崎嘉秀さんは、新宮老人クラブへ一万円。

小高の箕輪万寿男さんは前谷老人クラブへ一万円。

